



## 家屋の 確認調査について

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新增築を把握するほか、定期的  
に町内を巡回し新增築又は取り壊し等の調査を行っております。

▼**家屋が新增築されている場合**  
課税対象となる場合は、家屋調査をお願います。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問させていただきます。

▼**家屋が滅失されている場合**

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊した年月日が確認できる滅失証明書等が



## 要介護認定を受けている方は 障害者控除を受けられる 場合があります

要介護認定を受けている方で次に該当する場合は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。

▼**対象者** 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であること」の認定基準に該当する方

※要支援1・2の方は除きます。  
▼**申請者** 本人または本人を扶養申告する方

▼**申請期間** 1月15日(月)～3月15日(木)

▼**申請場所** 本庁1階保健福祉課  
▼**必要書類**  
・介護保険被保険者証・印鑑  
・本人以外が申請する場合は、本人確認ができるもの(運転免許証等)

※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。  
※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。

※障害者控除認定証の発行には、20分程度お時間をいただきます。  
▼**問合せ** 保健福祉課介護保険係  
☎6910

ある場合は、遡って課税台帳から削除(最大5年間分)しますので、ご相談ください。

### 住民の皆さまへお願い

過年度に建築された家屋については、平成30年度の調査分から原則として遡って課税(最大5年間分)となります。毎年、郵送している固定資産税納税通知書内の課税明細書の内容と家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。公平で適正な課税を行うため、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

▼**問合せ** 税務課資産税係  
☎6905

## 税の申告に係る国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額確認書の発行について

所得税確定申告書をご自身で作成し税務署に提出する方に、各種保険税等の納付額確認書を発行しています。

▼**対象となるもの**  
発行には手続きが必要です。  
前年1月1日から12月31日まで

に国民健康保険税等を納付書または口座振替で納付した保険料等の額  
▼**申請場所** 本庁1階税務課

▼**必要書類**  
・本人確認のできるもの(運転免許証等)  
▼**その他**  
年金天引き(特別徴収)で納付している場合は、年金支払者から送付される源泉徴収票で各保険税等の納付額を確認できます。また、税務課が行う申告相談会で申告する方は、納付額確認書の提出は不要です。

▼**問合せ** 税務課庶務諸税係  
☎6936

## 税理士が行う還付申告無料相談

関東信越税理士会大田原支部では、確定申告期にあわせ、会員事務所において還付申告無料相談を実施します。ぜひご利用ください。

▼**日時** 2月7日(水)  
午前9時30分～午後4時

▼**場所** 関東信越税理士会大田原支部各会員事務所

▼**対象者** 所得金額300万円以下の給与所得者および年金受給者で、少額の還付申告をされる方

▼**相談方法** 自宅・勤務先近くの税理士や知り合いの税理士に、前日までに電話にてお申し込みください。

▼**問合せ** 税理士会大田原支部  
☎0287-48-6712  
(室井)

